

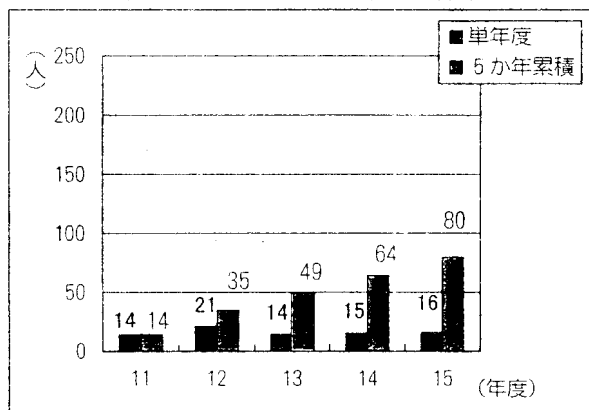
重点施策（3） 地域生活移行システムの構築

ア 身体障害・知的障害

現 状

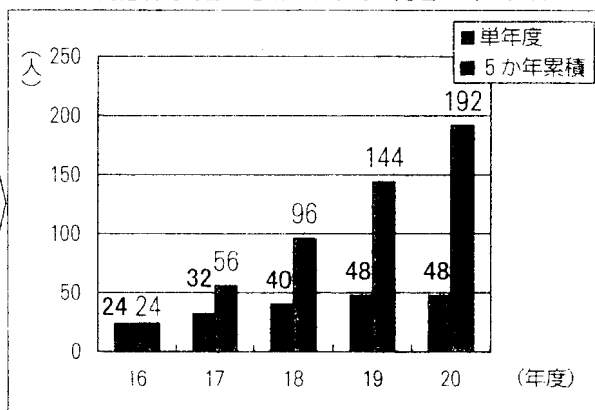
ノーマライゼーションの理念の普及により、障害者は施設において一生涯を暮らすのではなく、身近な地域で自立した生活を送ることが当たり前前の生活であると考えられるようになりました。しかし、本市が所管する入所型援護施設18施設1,010名定員のいずれの施設も常時定員充足状態が続いているという状況に大きな変化は見られず、知的障害者入所更生施設の地域生活移行者数の推移（図1参照）から類推されるように、入所型援護施設において利用者の滞留化の傾向と、地域生活への移行が進んでいないということがうかがわれます。

図1 入所型施設利用者の地域生活移行の実績（5か年）



『平成15年11月市内各施設聴き取り調査(障害福祉課)』より集計

図2 入所型施設利用者の地域生活移行の見込み（5か年）



*毎年2施設（成人12施設）ずつ自活訓練事業を拡大した場合の地域生活移行者数の見込み

今後の考え方

入所型援護施設を一生涯を送る施設とするのではなく、地域生活支援型施設と位置づけ、現在入所している障害者が地域において自立した生活を送ることができるよう、地域における生活環境のより一層の充実を図るとともに、施設においても地域生活を想定した生活環境を用意し実用的な自立に向けての支援に取り組んでいきます。また、家族と同居している障害者に対しても、家族と離れ円滑に地域生活が営むことができる支援にも取り組んでいきます。

推進する主な施策・事業

施策・事業	内 容
入所型施設利用者の地域生活移行の推進	現在、市内知的障害者入所更生施設4施設で行なわれている自活訓練事業を、市内全12施設への実施（1施設4人を想定）を目指します（図2参照）。さらに、知的障害児施設への拡大も図ります。また、現行では知的障害者入所更生施設に限定されていますが、入所型身体障害者更生援護施設における地域生活移行プログラムのあり方についても検討を進めていきます。
地域生活移行支援事業の導入	地域生活移行に取り組んでいる、もしくはこれから取り組んでいこうとする施設を支援するため、自活訓練事業に実績のある知的障害者入所更生施設で行われている現行プログラムのマニュアル化を図るとともに、地域生活の具体的なイメージを持つためのビデオ等の作成等を行ない、障害者本人のニーズや意向を十分に把握した上で地域への移行を図ることができるよう、支援員、利用者、家族ごとに実用性の高い地域生活移行プログラムの作成に取り組めます。 また、作成したプログラムを提供するだけでなく、専門的な助言（コンサルテーション）を行なうことのできる人材の育成にも取り組めます。

<p>在宅障害者の自立生活の促進</p>	<p>親元を離れて自立生活を希望する障害者に対して、グループホームにおける体験入居の活用や入所型施設における自活訓練事業の活用等入通所援護施設が有する専門的支援機能の有期限、有目的な活用等による、自立生活に向けて必要な支援プログラム（自立生活移行プログラム）のあり方について検討し取り組んでいきます。</p>
<p>地域生活を送るための住環境の充実</p>	<p>障害者が地域生活を送ることができる場のひとつであるグループホームについて、引き続きニーズに応じた整備を進めていくとともに、重度障害者が安心して利用できるような仕組みの検討を含めて、より一層の充実を図ります。</p>



* ADL（日常生活動作／Activities of Daily Livingの略）
 食事、更衣、整容、排泄、入浴、歩行、移動などといった、人間が毎日の生活を送るために繰り返し行っている基本的な動作をいいます。

* IADL（手段的日常生活動作／Instrumental Activities of Daily Livingの略）
 食事や排泄などのADL（日常生活動作）のほかに、電話をかける、調理をする、洗濯をする、金銭管理をする、薬を管理する、買い物や外出をする、交通機関を利用するなど、社会生活を送る上で必要な動作のことをいいます

イ 精神障害

現 状

□横浜市における精神科医療の状況

全国に比較して少ない病床数 人口万対 16.0床 (全国平均 28.1床)

□地域生活への移行を促進するための基盤整備の現状

○精神障害者の地域生活移行を阻害する最も大きな要因

→社会全体の誤解と偏見=こころのバリア (アンケート調査から)

○地域生活を支えるための基盤整備の現状

→例えば入所施設が生活訓練施設(40人)しかないなど一層の基盤整備の必要

- ・病院から地域生活への入口として生活訓練施設が整備されています。
- ・生活の場の確保のためにグループホームが設置されています。
しかし、一方で民間アパートなどの住居の設定が難しい現実があります。
- ・日常の生活を支えるために、生活支援センターの整備を進めています。
- ・地域作業所や通所授産施設は日中の生活を支える重要な役割を果たしています。
- ・居宅での日常生活を援助するために14年度からホームヘルパー派遣を実施しています。

【ニーズ把握調査より】平成15年8月実施アンケート

■ 今後の精神保健福祉サービスなどについて重要と思うもの (カッコ内は回答数)

重要と思うもの	精神障害者・通院 (890)	精神障害者・入院 (209)
困ったときの相談体制	77.5	73.2
救急医療や訪問看護など、医療体制	45.6	39.7
仲間同士の交流ができる場所や機会	39.4	43.1
作業所や授産施設などの通える施設	31.2	30.1
働くための相談・情報提供の体制	46.9	38.8
グループホームなど、安心して住めるところ	29.0	40.2
ショートステイなど、休息のために数日間泊まれるところ	24.8	25.8
ホームヘルプサービスなど、日常生活に必要な支援	34.7	34.4
病気や障害に関する社会の理解	63.4	54.5
その他	3.6	5.3

■ 退院後、希望する過ごし方 (精神障害者・入院調査、回答数=201)

仕事やアルバイトをしたい	44.8
学校に通学したい	9.0
病院や診療所のデイケアに通いたい	24.9
区福祉保健センターの生活教室に参加したい	16.9
地域作業所に通いたい	26.9
生活支援センターを利用したい	24.4
授産施設に通いたい	9.0
家でくつろぎたい	47.5
その他	13.4

今後の考え方

- 精神障害者の「地域生活移行」は、入院治療を必要としなくなった人を地域生活へ「移行」することが重要であるとともに、現に地域で生活する精神障害者も、再入院や症状の悪化を防ぐために、基本的に本人の意思に基づいて「その人らしさ」をいかせる援助が必要です。
- 基盤整備に積極的に取り組んでいく必要があります。同時に、現行の諸制度等を利用しやすさや制度の柔軟性などの点から点検し、従前の整備・運営手法にとらわれず、改善と工夫を行うことが必要です。
- 従事者の個別援助技術の向上、地域のネットワークづくりの推進などを通じて、良好なサービスを提供できるよう取り組みます。
- 退院促進については、国の退院促進支援事業を取り入れながら、本市にあった方法を検討し、モデル実施します。

推進する主な施策・事業

事業名	推進内容
生活訓練施設の整備・運営	退院直後の訓練に有効な施設です。地域社会での作業訓練や生活指導訓練などを通して、社会参加を図る場として整備します。
グループホームの整備・運営	地域の中で、自立した生活を送るための場を整備します。生活障害の程度等に応じ、効果的な運営を検討します。
民間住宅あんしん入居（仮称）	家賃等の支払い能力はあるが、民間賃貸住宅への入居が難しい障害者等の入居保障や居住継続を支援します。
生活支援センターの整備・運営	区との分担のもと、在宅生活を支える相談支援機能を強化し、地域の精神保健福祉の拠点施設として、整備・運営手法を工夫し、引き続き整備を進めます。
小規模通所施設等の整備・運営	地域作業所の小規模通所授産施設への移行を促進します。利用者の状態やプログラムに応じた、きめ細かい運営について検討します。また、運営団体の法人化を支援します。
ホームヘルパー派遣	在宅生活を支援するため、家事援助などを行うホームヘルパーを必要な人に早期に派遣ができるよう、引き続き充実します。
退院促進支援事業	国の制度を活用しつつ、本市に適合するよう工夫しながら、モデル実施します。また、訪問看護のあり方についても検討します。

ウ 難病患者

現 状

横浜市における難病患者のうち国の特定疾患治療研究事業の対象疾患患者数は、約1万5千人です。平成12年のアンケート調査によると、回答者の約1割が、医療機関や福祉施設に入院・入所を繰り返しており、在宅で療養している人の約2割が、「介助が必要」と回答しています。また、約3割の人が、月1回以上の通院をしています。難病患者の要望としては、治療方法の研究・開発などの医療の充実を上げる人が最も多く、次いで、福祉サービスメニューの拡充をあげる人が多くなっています。

今後の考え方

難病対策については、国の「難病対策要綱」により、国、県、市がそれぞれの役割により、各種事業を実施しています。横浜市では、難病患者が地域で安心して生活できる支援に取り組んでまいります。特に、難病特別対策推進事業や難病患者等居宅生活支援事業等の福祉サービスの充実を図ります。

推進する主な施策・事業

事業名	推進内容
短期入所施設の拡充	難病患者が、家族などにかわって一時的に介護を受けられる施設を拡充します。
難病患者外出支援サービス事業	外出困難な難病患者に対し、通院等の支援を行ないます。
神経系難病患者等の短期入所施設の整備	人工呼吸器等を装着した難病患者が、家族などにかわって一時的に介護を受けられる施設を確保します。